



2020年2月6日

各 位

会 社 名 サンケン電気株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 和田 節
コード番号 6707 (東証 市場第一部)
問 合 せ 先 財務 IR 統括部長 後藤 明弘
T E L (048)487-6121

当社グループの執行役員等に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、当社と委任契約を締結していない執行役員及び幹部社員並びに当社グループの役員（以下、「当社グループの執行役員等」といいます。）に対して、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、当社の取締役及び委任契約を締結する執行役員については、既に本制度を導入しております。

記

1. 本制度の導入について

当社グループの執行役員等の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」による金銭報酬により構成されておりましたが、今般、報酬全体の見直しを行うとともに、新たに当社グループの執行役員等に対する業績連動型株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、当社グループの執行役員等の処遇と当社の業績及び株式価値との連動制をより明確にし、当社グループの執行役員等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献することを目的としております。

本制度の導入により、当社グループの執行役員等の報酬は、「基本報酬」、業績に連動する「短期インセンティブ」及び「長期インセンティブ（本制度による株式報酬）」により構成されることとなります。

2. 本制度の概要

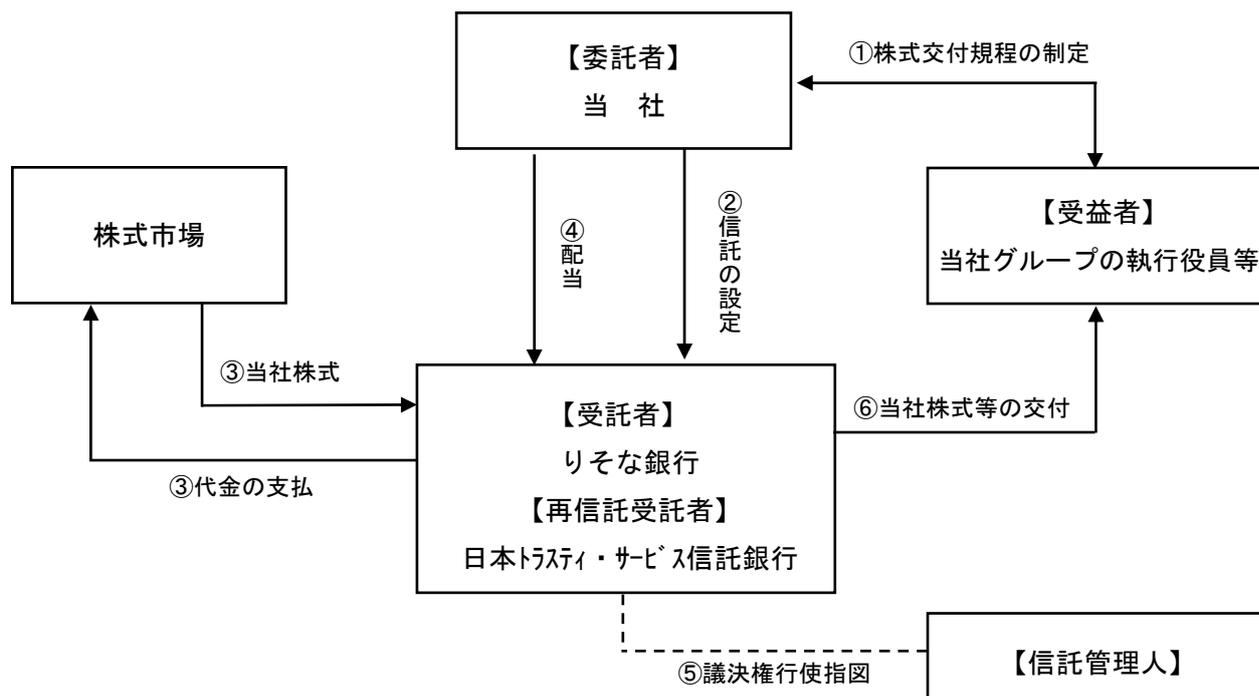
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式交付規程（以下、「株式交付規程」という。）に基づき、一定の要件を満たした当社グループの執行役員等に対し当社株式を交付する仕組みです。

当社は、当社グループの執行役員等に対し、株式交付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、当該当社グループの執行役員等が一定の受益者要件を満たした場合には当該付与ポイントに相当する当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます）を交付します。

なお、当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社グループの執行役員等の負担はありません。

本制度の導入により、当社グループの執行役員等は当社株式の株価上昇による経済的利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者候補である当社グループの執行役員等の意思が反映されるため、これまで以上に当社グループの執行役員等の経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式交付規程」を制定します。
- ② 当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。
- ③ 本信託は、取引市場を通じて、当社株式を取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式に係る議決権については、信託管理人が受託者に対して議決権行使等の指図を行い、受託者はかかる指図に従います。
- ⑥ 当社グループの執行役員等に対しては、信託期間中、上記①の「株式交付規程」に基づき、業績達成度等に応じてポイントが付与され、「株式交付規程」に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。なお、当社グループの執行役員等が「株式交付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を交付します。

※本信託の設定後、当社は本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で信託するものとし、また受益者要件を充足する当社グループの執行役員等への当社株式等の交付により信託内に当社株式がなくなった場合、当社は、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(参考)

1. 本信託契約の内容

- (1) 名称 : 従業員向け株式交付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
(再信託受託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者 : 当社グループの執行役員等のうち受益者要件を満たすもの
- (5) 議決権行使 : 受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- (6) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (7) 信託契約日 : 2020年3月(予定)
- (8) 信託期間 : 2020年3月(予定)から本信託が終了するまで。
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

本信託における当社株式の取得内容(金額、取得方法等)については決定後、適時適切に開示するものとします。

以 上